株式売買契約書（案）

横浜市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

（契約の内容）

第１条 この契約の内容は次のとおりとする。

(1) 契約の目的 甲の保有する花月園観光株式会社の株式売払い

(2) 株式の内容

ア 発行会社 花月園観光株式会社

（所在地：〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町一丁目１番地

法人番号：5020001016930）

イ 株式の種類 普通株式

ウ 数量 96,678 株

(3) 売買代金 金〇〇〇円

（契約保証金）

第２条 乙は、契約保証金として金〇〇〇円を、この契約締結の日までに甲の発行する納入通知書により横浜市指定金融機関等に納入するものとする。

２ 前項の契約保証金は、この契約に規定する違約金の額若しくはその一部としないものとする。また、利息は付さないものとする。

３ 乙がこの契約に規定する義務を履行しない場合は、第１項の契約保証金は甲に帰属するものとする。

（売買代金の納入）

第３条 乙は、売買代金から契約保証金を差し引いた金額を、甲の発行する納入通知書により、発行日から30日以内に横浜市指定金融機関等に納入するものとする。

２ 甲において、前条第１項の契約保証金を第１条第３号の売買代金の一部に充当できるものとする。

（株主名簿の書き換え）

第４条 甲は、第３条に規定する納入後速やかに、乙と協力して花月園観光株式会社（以下「丙」という。）に対して丙の株主名簿を甲から乙に書き換えるように請求するものとする。

（譲渡日）

第５条 本件の譲渡日は、丙の株主名簿の書き換えが行われた日とする。

（権利の移転）

第６条 本件株式及び株主としての全ての権利は、前条に規定する譲渡日に、甲から乙へ移転する。

（秘密の保持等）

第７条 乙は、本契約の履行に際し知り得た甲及び丙の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

（契約の解除）

第８条 甲は、乙がこの契約を完全に履行する見込みがないと甲が認めたときは、この契約を解除することができるものとし、この場合、違約金として売買代金の10分の１に相当する金額を徴収することができる。

（暴力団排除に係る解除）

第９条 甲は、県警本部からの通知に基づき、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

(1) 乙が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び次条において、「条例」という。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、条例第２条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

(2) 乙が、条例第23条第１項に違反したと認められたとき。

(3) 乙が、条例第23条第２項に違反したと認められたとき。

(4) 乙及び役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

２ 前項の規定により、甲が契約を解除した場合においては、乙は、売買代金の10分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第10条 乙は、契約の履行に当たって、条例第２条第２号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく甲に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２ 乙は、不当介入を受けたことにより、納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

３ 乙は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに甲に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

４ 乙は、不当介入による被害により納入期限に遅れが生じるおそれがある場合は、甲と納入期限に関する協議を行わなければならない。

（乙の解除権）

第11条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このために甲に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(1) 契約の目的を達成することができないとき。

(2) 甲の責に帰すべき事由により契約を履行することができないとき。

（返還金及び利息）

第12条 この契約が解除されたときは、甲は収納済みの売買代金を速やかに乙に返還するものとする。ただし、この場合利息は付さないものとする。

（契約の費用）

第13条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

（信義誠実の義務）

第14条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

（訴訟の提起）

第15条 この契約に関する訴訟の提起は、甲の所在地を所管する裁判所に行うものとす

る。

（協議事項）

第16条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、横浜市契約規則及び横浜市公有財産規則（昭和39年３月横浜市規則第60号）に基づくほか、甲と乙が協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書２通を作成し、甲と乙とが両者記名押印のうえ、各自その１通を所持するものとする。

令和５年〇月〇日

甲　　横浜市中区本町６丁目50番地の10

　　　　　　　　　　　　　　　横浜市

　　　　　　　　　　　　　　　横浜市長　山中　竹春

　　　　　　　　　　　　乙 　○○市○○町○○

　　　　　　　　　　　　　　 ○○○○○○

　　　　　　　　　　　 　　　○○　○○